令6廃リ対策第303号 山 産 協 第 2 6 号 令和6年(2024年)9月13日

産業廃棄物処理業者 様 (産業廃棄物排出事業者)

> 山口県廃棄物・リサイクル対策課長 一般社団法人山口県産業廃棄物協会長

## 令和6年度優良産業廃棄物処理業者育成支援講習会等 の開催について(御案内)

新秋の候 貴社におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上 げます。

さて、「優良産業廃棄物処理業者認定制度」に基づき県による優良認定を取得した産業廃棄物処理業者は、許可証に「優」と記載され、排出事業者に対し信頼性の高い事業者であることを大きくアピールできるほか、許可の有効期限が「5年」から「7年」に延長されること、また山口県優良産廃処理業者育成支援事業費補助制度を活用できることなどの優遇措置を受けることができます。

山口県及び一般社団法人山口県産業廃棄物協会では、県内における廃棄物の適正処理を推進するとともに、優良な産業廃棄物処理業者の育成を支援するため、別添1及び2のとおり講習会及び情報開示実務者研修会を開催します。

講習会では、株式会社船井総合研究所 東 新一氏による特別講演のほか、協会の理事であり平成27年に優良認定を取得した熊谷興業株式会社(光市)代表取締役 熊谷朝和氏による体験発表等を行います。

また、情報開示実務者研修会では、優良産業廃棄物処理業者の認定取得の要件である「事業の透明性」に係る基準の適合についての証明書を発行する公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団による実務型の研修を行います。

本講習会等は、優良認定の取得を検討されている産業廃棄物処理業者だけでなく、優良認定を既に取得されている産業廃棄物処理業者にも有益な内容となっておりますので、積極的に御参加くださるようお願い申し上げます。